

## 中華民国期の通書に見る時間と象徴

丸田 孝志

## はじめに

清末から中華民国（以下、民国）にかけての改暦と時間観念の変化を巡る研究においては、天命による統治原理の消失に伴い、「観象授時」〔天体の運行・気象を観察し正確な時を受けること〕を天子の任務とする王朝国家の時間観念や祭天儀礼の根拠が失われ、国民国家の原理に基づく時間の再編が試みられる一方で、グレゴリオ暦（以下、新暦）を正規の時間として導入した権力と伝統暦（以下、農曆）のリズムに留まる社会との間で、「官と民の時間の二元化」が生じたことが指摘されている<sup>1</sup>。もちろん、このことは両者の完全な分離を意味せず、農曆の時間は、伝統・民俗に依拠した文化的な国民統合の試みや政治的動員に利用され続けて今日に至っており、近代的時間の浸透の一方で、農曆の時間は政治においても根強い影響力を持ち続けている。

小稿で取り上げる通書は、官暦を模倣して作られた民間暦で、暦以外に占い、予言、信仰・道徳に関する説話、冠婚葬祭の儀礼、迷信的な民間療法などを採録し、民間に流布していた信仰生活の指南書であり、民衆の時間と信仰世界を垣間見ることのできる貴重な史料である。通書についてはスミスの通史的な著作があり、近代以降の通書が海外事情、外国との交流に関する事象、近代文明の諸事項などを取り入れて変容を続けていたことを確認し、国家の象徴にも言及しているが、新暦の時間、記念日を含む象徴の位置づけについて、官暦との関係を含めて十分に論じてはいない<sup>2</sup>。近年の暦・時間に関する社会史的研究の中でも、近代の通書について言及されるようになってくるが<sup>3</sup>、半ば非合法的な性格を帯び、特に国民政府期から中華人民共和国にかけて長い間、打破すべき「封建・迷信」の陋習を満載した書物として禁圧の対象となっていたこと、当該年のみの使用に供されて保存の対象とならないという史料の性格などから、通書の出版・流通の状況など実態については不明

な点が多く、本格的な研究は依然として今後に待たなければならない。

この点に関して、通書に反映された民俗の心性が新たな事象をどのような文脈で受け入れていたかについては、更に検討が必要であろう。例えば、医薬・医療関係の広告が通書に多く採録されているのは、厄を避けて福を求めようとする人々に様々な迷信的民間療法などを提供していた通書の性格に起因しており、近代的な知識として通書に掲載された胎児の生育図は、流産を防ぐ護符とともに掲げられている。また、新式結婚式[清末より提唱された、両家と当事者の合意による結婚]の図や民国の礼服が採録されたのは、冠婚葬祭儀礼の手引きとしての通書の性格が、風俗改良や国家儀礼の浸透に有効であったことを示している。融通無碍な他界観は、キリスト教の要素なども吸収していた。筆者はこのような問題関心を基に、旧稿において「満州国」(以下、「」を外す)と日本傀儡政権、中国共産党(以下、中共)根拠地における曆書の権力による利用について検討したことがある<sup>4</sup>。小稿は、北京政府と国民政府下の通書において近代の時間と国家・民族の象徴がどのように受容されたかについて検討する<sup>5</sup>。この作業を通じて、民国の曆書の変遷過程における満州国・中共根拠地の曆書の位置付けも更に明らかになるであろう。

## 1. 民国期の通書の形態

曆書の刊行は本来王朝の専権事項であるが、清朝は1751年(乾隆16年)より、官曆の底本から印刷することを条件に民間での刊行を認めるようになった。しかし、実際には私的推算による曆が途絶することはなく、通書は事実上国家に容認される形で広く民間に流布していた<sup>6</sup>。湛暁白によれば、新曆の時間を中国社会に認知させる上で重要な契機となったのは、欧米の宣教師が刊行した農曆と新曆を対照させた通書であった。これらは開港地を中心に流通し、知識人に海外の事情や西洋の時間観念を認知させる上で大きな影響を与えた<sup>7</sup>。信仰生活の実用書である通書の形式は、まずは宣教を任務とする宣教師らによって利用され、この時点から既に開国後の新事象を中国に紹介する道具として着目されていたことになる。この種の通書のひとつ、『中西通書』(上海墨海書館、1860年)は、通常の曆書の毎月の曆(以下、日曆)の下段に付される日選びの曆註を排除して、日ごとの天文情報を記載する一方

で日曜の欄には聖句を掲載し、巻末には聖書の抜粋による教義の解説や中国における聖書翻訳の歴史に関する考察を採録するなど、後の国民政府の『国民曆』を彷彿とさせるような曆書による思想宣伝の体裁を備えている。

中華民国成立後、新曆が公式の時間となり、臨時大總統令によって曆書は新旧曆を併存し、「吉凶神宿」[日選びの曆註の類]を一律排除することが決定された。これにより、新曆の下に農曆を補助的に付した『中華民國曆書』（教育部中央觀象台編、以下、『民国曆書』）が刊行されることとなった。同曆では日曆から曆註が一掃され、天文・曆時法などに関する科学知識が掲載されるようになった(図1)⁸。1913年、『民国曆書』の刊行が軌道に乗ると、同曆の印刷は民間にも許可されるようになったが、底本を基にし内容の増減をしてはならないことも規定され、私的推算による曆は依然として禁止されていた⁹。しかし、後述のように北京政府は、時折自ら曆註などを付した通書を刊行しており、『民国4年曆書』では日曆に二十八宿が復活するなど、伝統曆の体裁は完全には否定されず、一定の命脈を保っていた。このような状況下、通書は基本的には伝統的な体裁を維持しつつも、農曆の日付の上段に



図1(左)  
教育部中央觀象台編『中華民國10年曆書』



図2(右)  
新曆を補助的に付した民国の通書の日曆(『全序民国時憲書』哈爾濱承文信書局,1925年)

新暦の日付を補助的に付す体裁をとって刊行され続けた(図2)。迷信を一貫して保持しながらも、広く民間に浸透した通書が客観的には新暦の浸透に寄与していたことは、否定しえない事実である。筆者が確認しえた通書は、都市のものに限られる可能性もあるが、伝統的木版の非常に簡素な通書(『中華民國13年歲次甲子陰陽合曆節氣時憲書』)であっても新暦は併記されている。

民国の通書に見られる代表的な形態は、以下の三種類である。

- ① 『中華民國国曆通書』、『中華民國陰陽合曆通書』などの名称で、赤色か紫色の表紙に「天官・美女」や「福祿寿三星」などの図を印刷したもの。32開本(A5版よりやや細身)が一般的である(図3)。これらは構成が最も簡便で、「芒神春牛図」を初めとする通書に代表的な2~4頁程度の占い・日選び以外は日暦のみを採録するのが一般的である。民国初年には、『中華民國時憲書』という名称で表紙に近代的なモチーフを採用するものもあるが、一般的に改良の余地が少なく、日暦に新暦を付しただけのものもある。発行所が記載されないことが多いが、上海と華中で流通していたものが個別に確認される。構成や印刷が簡素なことから、一部は農村で流通していた可能性も推測できるが、詳細は不明である。
- ② 清代の官暦の名を取って、『全序民国時憲書』、『全序民国時憲通書』などと称し、表紙に朱色で印刷された「七十二候時令全図」もしくは「十二属相全図」を掲げるもの。16開本(B5版よりやや細身)か、これより若干小さめのサイズがあり(図4)、一般に日暦24頁分と同じくらいの分量の占い・日選び・護符などの記事が収録されている。①と同様、発行所が記載されないことが多いが、管見できた発行所記載のものは東北のものであり、「関東三省地理図」が記載されているものが比較的多いこと、満州国と華北の日本傀儡政権下でこの型の通書が刊行されていることから、少なくとも東北と華北で流通していたことがわかる。
- ③ 出版社の堂号(屋号)を表紙に大きく掲げた通書で、堂号を中心に文字だけで表紙を構成した32開本と、これより若干縦長の彩色された「天官・美女」、「福祿寿三星」の図を掲げたものがある(図5)。堂号のみで暦名を記載しないものもある。中身は朱・黒の二色刷で、占い・日選び・



図3『国曆通書』型通書（『中華民國 22 年国曆通書』）



図4『全序時憲書』型通書（『全序民國時憲書』、1929年）



図5 堂号型通書（『華興書局』1946年）

護符・説話などの記事が豊富で、暦註も充実していることから日暦の分量も多く、頁数は60～100頁ほどに上る。管見の限り広東省もしくは福建省内の発行所の所在地が明記され、編者名が記載されているものもある。

以下、便宜的に①を『国曆通書』型、②を『全序時憲書』型、③を堂号型と称するが、①と②は体裁が近似しており、表紙や暦名、内容にそれぞれの特徴を持つものがあり、この他にも伝統的な官曆に倣い表紙に標題のみを記したものの、企業が刊行し、広告を表紙とするものなど、様々な形態の通書が存在した<sup>10</sup>。通書に記載された外国との交流に関わる事象や鉄道路線図、新式結婚式などの記事からも、これらの通書が都市の生活に基礎を置くものであったことが理解できるが、農村にも同様の通書が流通したかは不明である。

## 2. 北京政府期の通書に見る時間と象徴

南北政権の合同により、共和を共通の価値として成立した北京政府は、本来国家の象徴の操作に淡泊であったとされる<sup>11</sup>。『民国曆書』も科学主義を強

調する他には、後の国民政府の『国民曆』、満州国の『時憲書』に見るような国旗、指導者像その他の象徴は使用されていない。本来模範とすべき欧米や日本の官曆が基本的に国家の象徴を伴わない天体曆であったことも、『民国曆書』の体裁に影響を与えたものと考えられる。農曆の国家祭祀と節句については、日曆上部に祭祀名、節句名が記載されていたが、新曆の記念日は国慶日を除いて具体名を記さず、赤字で「記念日」とのみ記されていた。

民国初年には、政府も通書を刊行することがあり、袁世凱の洪憲帝制に際しても教育部中央觀象台編で『洪憲元年曆書』とともに、『洪憲元年陰陽合曆通書』が刊行されている。湛暎白が著書で引用している1915年の官製通書には、「年神方位図」の上に袁世凱ら3名の政治指導者の肖像が描かれており、権力も通書を通じた国家の象徴の浸透に関心を寄せていたことがわかる<sup>12</sup>。しかし、『洪憲元年陰陽合曆通書』には日曆への新曆の補助的な併記、民国で採用された祭祀・節句、国慶日の記載以外の近代的な内容はない。

確認できた民国初年の三種類の通書の内、『中華民國4年時憲書』、『中華民國4年陰陽合曆時憲書』には、北京政府の記念日・祭祀・節句の記載はないが、『中華民國5年陰陽合曆通書』（上海校経山房）には、農曆の祭祀（「祭天日」の冬至を含む）のみ日曆の上部に記載されている。また、同書には「春牛芒神図」の右端に「大中華民國国慶紀念日」が新曆で、「袁大總統壽誕日」が新曆と農曆の日付で記されている。「袁大總統壽誕日」は洪憲帝制準備の時代雰囲気を受けたものとも考えられる。

現状で確認できる通書は1925年以後のものが多いが、この時期以降には、新旧曆の日付を付した記念日・国家祭祀・節句の一覧表を日曆の直前の頁に掲げるか、日曆の節氣・雑節欄に国定記念日・祭祀・節句を記載する例が多く確認できる。これらの形式は、伝統曆を改造した満州国の官曆『時憲書』にも踏襲されている<sup>13</sup>。また通書には国恥記念日、五三〇運動記念日など、『民国曆書』に記載されていない、国定記念日以外のナショナリズムに関わる記念日、大衆運動の記念日も記載されていた。広東に成立した国民政府が独自の記念日体系を採用したことも、通書の記念日構成に影響を与えたであろう<sup>14</sup>。

1927年、奉天派政権は大元帥府命令によって曆註等を復活させた曆書の刊行を画策したが、中央觀象台は『中華民國17年通俗曆書』を刊行する一方

で、例年の体裁の『民国曆書』も刊行して抵抗したとされる<sup>15</sup>。『通俗曆書』は、日曆に通常の通書と同様の様々な曆註を復活させたもので、新曆の記念日は『民国曆書』と同様に「記念日」と記されるのみであったが、新曆を主体として農曆を補助的に位置づけるという画期的な体裁を取っている。この体裁は6年後に現れる満州国『時憲書』の初版とほぼ同様のものであった<sup>16</sup>。

通書は官の権威を借り政府による統制や禁圧に対抗する上でも、国家の象徴を積極的に利用している。上述の新式結婚式の図には会場に万国旗が掲げられており、交差した国旗もしくは国旗・陸軍旗が図の中央、新郎新婦の頭上に掲げられている。企業の広告として作られた通書でも、交差国旗が企業名の下に掲げられ、愛国精神と国産品を強調する形で効果的に使用されている<sup>17</sup>。上述の『中華民國5年陰陽合曆通書』の表紙では、「天官・美女」、「福祿寿三星」に替えて、洋画風に描かれた獅子が地球を前足で抑え、国旗が翻る図を掲げている。中国を象徴する獅子が地球を弄ぶモチーフは、『新民叢報』に登場して流行したものとされ<sup>18</sup>、愛国的なイメージのモチーフが通書にも流用されている。民国初年の『国曆通書』型には、国旗・陸軍旗の下、袁世凱と見られる人物とその前に整列した兵士の像を描いたもの（前掲『中華民國4年時憲書』）や、交差した国旗の下に諸政治指導者が並んだ「袁大總統受任図」、騎馬の黎元洪像が表紙に描かれているものもある<sup>19</sup>。政治指導者の肖像画は民国初年は挿絵で、その後、写真が使われるようになるが、これらには清朝の皇族や廢帝溥儀、清末や民国の様々な系統の政府指導者の肖像を冒頭の数頁に掲げるものもある（前掲哈爾濱承文信書局）。『己巳年陰陽合曆通書』（1929年）には「教育部審定数理精蘊印造時憲書通通行天下」という印章が印刷されており、清の『時憲書』の形式を模倣している。

通書の上部余白に記された対聯用例集の中には、「中華一統 民国万年」、「同心同徳 利国利民」、「商業振興憑幣制 國家命脈在金融〔商業の振興は幣制により 國家の命脈は金融にある〕」などの民族・国家をテーマとした文言も見られる。また、盤古から三皇五帝・歴代王朝の開祖をその在位期間とともに列挙した図や表（表に「盤古至今歴代帝王図」と記すものがある）を掲げるものもあり、図は各代の治世の年数をコマごとに併記し、最後から2番目のコマには「伏羲より五帝三王に伝えて」、「民国元年までで4854年」



や作柄などを占う三組の図が掲げられることが多いが（図7）、「幾牛耕地」の図には、土地を耕す牛と共に、兵士が国旗や陸軍旗を掲げて並んでいる。また、投げ銭占い（「六十四卦金錢課」）の銭には、「中華国幣」、「民国通宝」、「中华民国」といった文字が記されている。

過去現在の多様な系統の政治指導者像が掲載され、国定記念日以外の記念日が採録されるなど、通書には政府の枠組みに留まらない、より広い範囲の国家・民族の象徴が盛り込まれていた。総じて、北京政府期の通書は、「封建・迷信」とされる民俗と抱合せの形を取りながらも——あるいは、むしろこれらの民俗と抱合せであったが故に——、象徴操作に淡泊な政府に替わり、民族・国家の象徴を民間に浸透させる一定の役割を担っていた。

### 3. 国民政府期の通書に見る時間と象徴

国民党の暦に関する政策は、孫文の遺教として新暦を政権の時間とする強いイデオロギー性に特徴があり、南京国民政府の成立後、農暦の使用、新暦と農暦の併用を厳禁する方針が明確にされていった。農暦の日付を日暦から削除した国民政府の『国民暦』は初版（民国17年版 中華民国大学院監定）<sup>21</sup>から既に総理遺像・党旗・国旗を表紙見返しに掲げており、下段には民国18年版まで「総理遺訓」が記載されていた。民国17年版『国民暦』の日暦は一カ月分が数頁に跨る体裁を取っていたが、これは発足当初の国民政府が基盤としていた広東地域の堂号型通書の体裁と同様である。民国18年版からは、見開き左右2頁に一カ月分の日暦を配置する『民国曆書』と同様の体裁となり、民国20年版以後、「総理遺訓」は天文・暦時法などの自然科学知識に替えられたが、この後も、『国民暦』は巻末に「総理遺教」、「革命紀念日史略及宣伝要点」など国家の象徴と宣伝記事を大量に採録し、イデオロギー性の高い曆書として流通していた。国民党は通書の禁圧を志向しながらも、暦に国家の象徴や実用記事などを盛り込む手法については、通書の新たな形式に学んでいたものと推察される。

国民政府は、一旦農暦新年の廃止とともに通書の販売の禁圧を試みたが、成功を収めることはなかった<sup>22</sup>。通書は伝統的内容を保持しながらも、近代の諸事象と国家の象徴を更に吸収して変容を続けていた。1930年には、表紙

に孫文像・党旗・国旗・総理遺囑を掲げ、日曆上部に総理遺訓を掲載するなど、国民党の象徴を大胆に導入した『中華民國 19 年通用國曆』（上海公益書局）、『中華民國 19 年國民曆通書』<sup>23</sup>（以下、煩雑さを避けるため、両者を『國民曆通書』の名称で代替する）と称する『國曆通書』型の曆が確認される。この通書は、旧来の雑多な曆註を保持しながら日曆を新曆のみで構成するという、他の通書には見られない特色を持つ。このような通書は、前年の国民党常務委員会通令によって 1930 年の曆書・日曆に農曆の記載が禁じられたことを受けて出現したもので、同曆にはこの経緯を説明する国民党中央宣伝部訓令や通書の編者の解説文（「改印國民新曆緣起」）が掲載されている。曆註を保持したこのような通書を、中央レベルの権力が手放しで支持したとは考えにくい、「改印國民新曆緣起」は管見の限り発行者に関係なく同じ文章を使用しており、表紙の体裁や「総理遺訓」の採録の他、革命記念日表、節氣・節句の一覧表などを含めて一定の「規格」が確認できることから、党・政府が具体的な改造の基準を提示して組織的動員を行ったことは確実である。各地の通書の発行者は、曆註を保持して通書の基本形態を維持するという自己の都合に合わせてこれに対応したものと考えられる。

この時期、福建省汀州で刊行された『羅伝烈通書』（崇道堂、1931 年）も新曆を主体とし農曆を補助とする体裁を取っており、都市において徐々に新曆が浸透していたことが窺える。前述の『通俗曆書』と『國民曆通書』、そして満州国『時憲書』のような新曆によって編成された改造曆の出現は、このような社会背景にも対応していた。『國民曆通書』は農曆の日付を削除し、党の象徴を大量に注入した点では画期的な意義をもつが、曆註が保持された点においては、国民党の農曆排除政策と民俗の心性との妥協の産物であった。新曆が社会に浸透した後にも、厄を避け福を求める人々の心性は、新曆に即して日選びを行う形で持続することが可能であり、『國民曆通書』はそのような将来には価値を発揮するものであったともいえるが、当時は権力・社会双方の支持を得られなかったようであり、翌年以降の刊行は確認できない。

このような限界の中でも、『國民曆通書』には迷信に対する漸次的な改良を確認することができる。日曆以外の迷信については、上述の「改印國民新曆緣起」は、毎年の予言を示す「春牛図」、「流郎歌」、「地母経」や婚礼の吉

日を占う「嫁娶周堂図」を削除して、「政府の正朔を改め暦書を革新する至急の意に沿う」と声明しており、これに留まらず、年神方位図を除く通書に一般的な予言・占い・日選びの多くが採録されなかった。日曆曆註の註釈では吉日（「宜○○」[～に宜し]）のみが採録された。「流郎歌」、「地母経」などの削除、曆註註釈の吉日のみの採用は、農曆の価値を認めつつ漸次的な迷信の改良を進めた満州国『時憲書』にも共通する手法である<sup>24</sup>。

国民党は党旗・国旗の商標としての使用を禁止していたが<sup>25</sup>、『改良鉛印通書』（天宝堂、広東省興寧県、1935年）の裏表紙には、党旗・国旗の交差した広告が掲げられており、北京政府期と同様の象徴の広告利用が確認される。「幾牛耕地」の図の旗幟は政権の交替に応じて変化し、国民政府下では青天白日滿地紅旗や青天白日旗が（『中華民国 25 年全序民国時憲書』）、満州国では同国の国旗が使用されている（『家宝書』満州国通信社、1941、42、44年）。満州国では「六十四卦金錢課」の錢の文字が「大同元宝」に替えられたものもある（『大満州国全序大同 3 年時憲書』、1934年）。

上述の 1930 年の『国民曆通書』の冒頭には「国民革命紀念一覧表」が掲げられ、42 に上る記念日が採録されている。これらは前年に行われた総理奉安大典を除いて、全て民国 18 年版『国民曆』の日曆に掲げられた記念日であり、孫文ら革命派と国民党・国民政府の革命活動に関する事蹟や大衆運動の記念日の他、清末以来の列強侵略の歴史に関する記念日（南京条約・下関条約・辛丑和約など）が採録されている<sup>26</sup>。しかし、同年の民国 19 年版『国民曆』は前年に制定された 28 の革命記念日のみを採録していた。新たな革命記念日の構成は、民国 18 年版の革命記念日の約半数を占めた清末の列強侵略に関する記念日を 2 つに限定し、後に本党記念日に指定される国民党の烈士記念日などを追加して、国民党中心の革命史観をより鮮明にしたものであった。また、『国民曆通書』では従来の二十四節気に加えて伝統的な通書に記載のなかった農曆の春節・夏節（端午）・秋節（中秋）・冬節（冬至）の四節を、『国民曆』に倣って採録したことが「改印国民新曆縁起」で説明されているが、農曆廃止の方針の徹底にともない、民国 19 年版『国民曆』ではこれら四節は削除されている。このように党・政府の方針を反映して行われた通書の改造であっても、中央の方針の転変にともない、結果として官曆との

ずれが生じることとなった。権力の交替や政策方針の変化にともなう象徴の変化と、これが社会に浸透する際の対応のずれは、以下にも確認できるように通書に刻印される特徴となっている。

日中戦争期に刊行された『中華民国 31 年国曆通書』の表紙は、天官の掲げる「恭賀新禧」の文字を「抗戦勝利」に替え、裏表紙とその見返しに革命記念日表と国民公約を採録している。この記念日表には、国定記念日の整理統合の結果、『国民曆』に反映されなくなった大衆運動記念日・反帝運動記念日・国民党の活動（五四運動・五三〇運動・広州政府成立・南京建都・総理奉安）、清末以来の列強侵略の歴史に関する記念日（南京条約・辛丑和約）、が記載され、国民党の革命史のみに収斂しない、国家・民族の歴史が提示されている（南京条約・辛丑和約は 1930 年の規定により、国恥記念日に合わせ記念されることとなっていたが、国定記念日表と日曆には記載されていない<sup>27)</sup>）。同表には、国定記念日・革命記念日としての規定がない抗日戦争関連の記念日も記載されている。この他、この時期流通していた通書の日曆直前の記念日表には、北京政府の記念日（南北統一・国会開幕）と農曆の祭祀（祀孔・祭閼岳）・節句も加えて「国民革命紀念日一覧」として掲げるものも多く、これらは日曆中にも記載されていた。天命による授命者の交替という「革命」の原義に従えば、「民国」の記念日・祭祀・節句が全て「革命」記念日と捉えられても不自然ではないであろう。

北京政府の記念日・祭祀・節句が通書に留まり続けたことは、一旦構築された象徴が地方や社会の基層に浸透するまでに時間差が生じることも意味している。また、古い時代の象徴が流用されて存続していくことは、その後に構築される新たな象徴が相対化されるか、新旧の象徴が重層化して社会に受け入れられる状況があることも示唆していよう。このことは前述の「盤古至今歴代帝王図」の類の図や表においても確認され、北京政府末期の通書にも「清 本朝万々年」のコマで終わる表が掲げられたり（表紙欠『全序時憲書』型通書、1926 年）、五族共和論から転換して中華民族の一体性を強調するようになった国民政府下においても、「伏羲紀元」4854 年と「中華民国 五族共和 億万万年」で締めくくられる図が引き続き使用された例（『中華民国 25 年全序民国時憲書』）がある。上述の『大滿州国全序大同 3 年時憲書』の

新式結婚式の図には青天白日滿地紅旗と国民党旗が掲げられており、古い象徴が誤用されて継続する状況は、満州国においても見られた。また、『羅伝烈通書』には雍正年間の曆に関する上諭とされる文書が冒頭に掲げられており、古い象徴は権威づけのためにも通書に留まり続けていたと見られる。

国民政府の記念日規定と記念日活動の実態には差違があり、日中戦争終結前後からは国民生活・国民文化に関わる記念日が採用され、一部の革命記念日がこれらの記念日に読み替えられるなど、文化的国民統合政策は時代によって変化している<sup>28</sup>。このため、これらの状況と引き比べつつ、通書に現れた記念日の意味を検討する必要があるが、そのことを前提としても、通書には国民党の正統性に必ずしも依拠することなく広がる民間のナショナリズムの空間を提示していたことは間違いない。



図8「春牛芒神図」などを掲載した頁に挿入された「革命記念表」(表紙欠『国曆通書』型通書、1932年)

一般に通書は日曆の冒頭に、「春牛芒神図」、「地母経」などその年の豊凶・天災等の予言、土王用事、楊公忌、天赦日など様々な吉凶の日選びおよび「年神方位之図」を掲載するが、国民政府期には、この頁に上述のような農曆の祭祀・節句を含む「革命」記念日を記載したものが確認できるようになる。これらの日取りが通書の代表的な頁に浸透することで、伝統と近代の境目はより曖昧となり、記念日が民俗に浸透する契機が開かれていたとも考えられる。これら「春牛芒神図」を掲げる頁に掲げられた記念日表は、新曆と農曆の日付を併記するものが一般的であるが、これらの日付を全て農曆で記した通書も確認できる(図8)。この通書は、改良の余地の少ない最も簡便

な『国曆通書』型であることから、農村で使用された可能性もある。いずれにせよ基層社会において農曆が人々の生活の基準である以上、農曆によつ

て記念日を提示する手法は、新暦を浸透させようとする国家の意志とは関係なく、記念日を認知する上で現実的なものであった。この点、上述の『国民暦通書』が暦註のみを保持して農曆を排除したことや、満州国の『時憲書』がこの頁の農曆の日選びを当初新暦の日付のみとしたことと対照的である<sup>29</sup>。

満州国で刊行された通書、『家宝書』は、権力が直接介入して作られたものであり、伝統暦の体裁をとる官暦を漸次的に改良しつつ、官暦と通書を抱合せて販売することで通書本体から日暦を削除し、全体の約3割に達する分量の国家の象徴、宣伝・動員記事を盛り込むなど、高度な改造と暦の統制が行われている<sup>30</sup>。一方、中共根拠地において通書を基礎に編纂された農家暦は、日暦の暦註や占い・予言などの伝統的内容を一掃し、記念日、政治宣伝、象徴、農作業の実用知識などを満載して、徹底的な改造が行われていた<sup>31</sup>。ただし、中共権力はその統治下の地域で完全に改造された暦書を順調に普及させていたわけではない。『中華民国38年農曆通書』は、内表紙に労働者・農民の図と「毛主席歌（「東方紅」）」、「共産党歌」を掲載し、その裏面に中共の慶祝する記念日と新暦で示された節句の一覧表、「陽曆節令歌」、「陰曆節令歌」、一年の農作業、改造された春聯などを掲げているが、他の部分は表紙を含めて古い通書の体裁を維持したままであった。建国直後の数年間も、表紙もしくは冒頭数頁のみに改造された内容を掲げ、日暦に吉日の註釈のみを留める『国曆通書』型の通書が流通していた（『中華人民共和国壬辰農曆書』、1952年）。吉日のみの註釈の採用は、上述のように国民政府、満州国の暦の改良においても採用された手法であった。中共権力においても、民間に根強く継続する心性を一度に根絶することはできず、改造は徐々に進められていったものと思われる。いずれにしても、国民党が禁圧しようとした通書を積極的に利用しながら改造を試みるという、中共の民俗政策の特徴が確認できよう。

## おわりに

民国期の通書は農曆に新暦を付記する体裁をとり、信仰生活の民俗と抱き合わせの形をとりながらも、客観的には新暦や新たな国家・民俗の象徴を社会に浸透させる一定の役割を果たしていた。権力が新たに構築した象徴が時間差をもって徐々に社会に浸透し、誤用や権威づけの意図から社会が象徴を

独自に使用する状況に影響を受けて、通書が取り込んだ民族・国家の象徴は、政府の立場に留まらない、より広い範疇のものとなった。

曆に国家の象徴や実用記事などを盛り込む民国の通書の性格は、農曆の慣習や儀礼・信仰に一定の価値を見出す権力はもちろんのこと、これを積極的に改造しようとする権力にも様々に利用されていた。通書はこのような状況に柔軟に対応して変容を続ける一方で、国民党権力の農曆排除政策さえも無力化して取り込む生命力を維持していた。満州国や中共政権による曆書の利用・改造の政策も、このような通書自身の変容と権力による曆書改造の経験の上に展開していた。

民間信仰の生活指南書として人々に大きな影響を与えた通書が、近代以降、新曆を含む新たな社会事象や国家・民族の象徴を同時に大衆に伝えるアイテムとして変容する過程を精査するためには、発行主体、流通経路、読者層、読まれ方、権力との関係などを含む細かな検討が必要となる。都市においては、新たに生まれた様々なメディア・娯楽・セレモニー等が、新たな社会事象や国家・民族の象徴を浸透させる役割を担っていたが、通書の特徴は民間信仰と民俗を肯定しつつ新事象を導入するところにある。社会に根付く様々な心性との対話の中で民俗の改造が徐々に行われていくことを考える時、通書は伝統的心性を基体として近代の事象がどのように受容されるかを考えるひとつの手掛かりとして重要な史料であることは明らかである。

## 註

- 1 近代中国の時間に関する近年の主な研究としては、陳遵媯『中国天文学史』（下）、世紀集団出版社、2006年、小野寺史郎『国旗・国歌・国慶—ナショナリズムとシンボルの中国近代史—』東京大学出版会、2011年、遊佐徹『中国近代文化史研究—時間・空間・表象—』岡山大学文学部研究叢書、2012年、丸田孝志『革命の儀礼—中国共産党根拠地の政治動員と民俗—』汲古書院、2013年、湛曉白『時間的社会文化史—近代中国時間制度的観念変遷研究—』社会科学出版社、2013年、周俊宇『党国的象徴—中華民国国

定節日的歴史—』国史館、2013年が上げられる。時間の二元化については、左玉河「評民初曆法上の“二元化社会”」『近代史研究』2002年第3期を参照。

- 2 リチャード・J・スミス（三浦國雄監訳 加藤千恵訳）『通書の世界—中国人の日選び—』凱風社、1998年。
- 3 湛前掲書、江明原『紫金山天文台史稿—中国天文学現代化個案—』山東教育出版社、2004年、任笑『民国“双曆法結構”形成研究』河南大学修士論文、2012年、王海璐『民国時期的曆書設計研究』北京服飾学院修士論文、2012年など。
- 4 丸田孝志「満州国『時憲書』と通書—伝統・民俗・象徴の再編と変容—」『アジア社会文化研究』第14号、2013年、同「時間を巡る日中戦争—満州国・華北傀儡政権・中共根拠地の時間とセレモニー—」『現代中国研究』第33号、2013年。
- 5 小稿で扱う通書類は、一部について日本の図書館と中国の図書館・檔案館所蔵のものを複製した他は、主に中国の古書サイト、孔夫子旧書網 (<http://www.kongfz.com/>) を通じて入手した。このような古書サイトは、都市の販路を中心とし、中共根拠地の農家曆は掲載されないなど、通書の全体像を確定するには一定の限界がある。また、孔夫子旧書網の他、中国收藏熱線 (<http://www.997788.com/>)、博宝古玩城 (<http://shop.artxun.com/>) といった各種コレクションの売買サイト上に掲載された通書も適宜参照した。民国の通書を議論する際には、本来清末の通書からの検討が必要であるが、入手・閲覧ともに十分にできなかった。今後の課題としたい。
- 6 王彩紅「清代前期図書出版管理探究」『蘭台世界』2011年8月下旬号、56頁、王前掲論文、10、17頁、スミス前掲書、35～37頁。
- 7 湛前掲書、2～4頁。
- 8 日曆下段の記事については、『民国3年曆書』から一時期、1、4、7、10月の曆面に各節気の農事が記載され、『民国4年曆書』のみ、天文・曆時法などの解説を削除して、月の朔望・上下弦、民国の祭祀・節句・国慶日

を記載する構成をとるなど、時期によって若干の変化がある。

9 任前掲論文、7～11頁。

10 曆書、通書には奥付のないことが多く、実際の出版年は一般に標題年の前年であるが、出版年を形式上当該年とする場合もある。引用においては、煩雑さを避けるため、出版年は当該年として表記する。また標題に民国年が記載されている場合、出版年は省略し、発行所不明のものは標題のみとし、奥付欠の説明は省略する。堂号型については、出版地や曆名がある場合はこれらも表記し、曆名のないものは堂号をもって書名とする。

11 小野寺前掲書、第三、四、五章。

12 湛前掲書、46頁。

13 丸田前掲「満州国『時憲書』と通書」、7～8頁。

14 この点については周前掲書、65～67頁を参照。

15 江前掲書、24頁。

16 丸田前掲「満州国『時憲書』と通書」、4頁。

17 『中華民国七年陰陽合曆通書』愛国来国産公司、博宝古玩城、<http://shop.artxun.com/1866715.html>、2014年1月19日閲覧。

18 この点については、石川禎浩氏にご教示頂いた。

19 『中華民国二年陰陽合曆通書』、中国收藏熱線、[http://www.997788.com/pr/detail\\_302\\_19588523.html](http://www.997788.com/pr/detail_302_19588523.html)、『中華民国四年陰陽合曆通書』、中国收藏熱線、[http://www.997788.com/pr/detail\\_301\\_10034571.html](http://www.997788.com/pr/detail_301_10034571.html)、『中華民国七年時憲通書』上海錦章図書局、中国收藏熱線、[http://www.997788.com/pr/detail\\_123\\_3647009.html](http://www.997788.com/pr/detail_123_3647009.html)、ともに2014年1月12日閲覧。

20 清末の黄帝のイメージ形成については、石川禎浩「20世紀初頭の中国における“黄帝”熱—排満・肖像・西方起源説—」『20世紀研究』第3号、2002年を参照。周俊宇氏によると、このような経緯から袁世凱政権は黄帝を五族共和の象徴とすることを保留した（周前掲書、61頁）。

21 『国民曆』は時期によって編者、頒布者の記載が異なり、民国18年版は国民政府行政院教育部頒布、民国19年版以降は国立中央研究院天文研究所

- 編製、国民政府行政院内政部・教育部頒布、民国 38 年版は国立中央研究院天文研究所編製、内政部・教育部頒布と記載されている。
- 22 任前掲論文、19～23 頁、何芳洲「談時歲時風土」（原載『論語』第 147 期、1948 年 2 月）、吳茜選編『坐看云起『論語』散文隨筆選萃』天津人民出版社、1998 年、124 頁。国民党の農曆排除と新曆導入の政策については、左玉河「論南京国民政府廢除旧曆運動」『中国學術』第 21 輯、2006 年を参照。
- 23 『中華民國 19 年国民曆通書』、中国收藏熱線、[http://www.997788.com/pr/detail\\_301\\_5045000.html](http://www.997788.com/pr/detail_301_5045000.html)、『中華民國 19 年国民曆通書』宜昌晏文盛書局総發行、中国收藏熱線、[http://www.997788.com/pr/detail\\_301\\_10034676.html](http://www.997788.com/pr/detail_301_10034676.html)、『中華民國 19 年国民曆通書』、孔子夫子旧書網、[http://www.kongfz.cn/his\\_item\\_pic\\_2856728/](http://www.kongfz.cn/his_item_pic_2856728/)、2014 年 1 月 12 日閲覧。
- 24 丸田前掲「満州国『時憲書』と通書」、7～9 頁。
- 25 「党旗国旗之製造及使用辦法」（1931 年 7 月 2 日）、「党旗国旗之製造使用条例」（1934 年 8 月 30 日）、『中華民國国旗国歌史料』国史館印行、2002 年、75、116 頁。
- 26 民国 18 年版『国民曆』に記載された記念日の内容と、これを巡る社会の反応などについては、小野寺前掲書、274、281～282、291～293 頁を参照。また、この時期の国民党の記念日政策の形成と変化については、小野寺前掲書、第九章、終章を参照。周前掲書、第二章、第三章を参照。
- 27 「革命紀念日史略及宣伝要点」（1930 年 7 月 10 日）『国民曆』（民国 20 年版）、66 頁。
- 28 周前掲書、第三章および民国 32、34、36～38 年版『国民曆』の日曆歲時紀要欄記載の諸記念日の名称を参照。
- 29 丸田前掲「満州国『時憲書』と通書」、6 頁。
- 30 同上、19～24 頁。
- 31 丸田前掲「時間を巡る日中戦争」、15～16 頁。

(tmaruta@hiroshima-u.ac.jp)